

ラムサール条約登録5年目を迎えた宍道湖・中海

國井秀伸

島根大学汽水域研究センター

合せて我が国最大の汽水湖となる宍道湖と中海は、平成17年(2005年)11月に開催された第9回ラムサール条約締約国会議において登録湿地の仲間入りを果たした。今秋には、島根県と鳥取県が連携し、ラムサール条約登録5周年記念事業が行われる。ここでは、この5年間の宍道湖・中海での賢明な利用に関わる取り組みや自然再生の現状について報告する。

条約登録された翌月の12月に島根県で開催された「中海・宍道湖ラムサール条約登録記念シンポジウム」で、両県知事は、両県の連携による広域観光やエコツーリズムの展開、あるいは中海アダプトプログラムの活動として開始された湖岸の一斉清掃を、両湖で行うことなどを提案したが、これらの提案に沿った活動は、現在、沿岸自治体で着実に実施されている。これらの活動以外にも、農業、漁業、環境教育など、ラムサール条約登録を契機に促進された活動は多い。詳しくは、宍道湖・中海ラムサール条約登録を目指すにあたり、ラムサール条約に関する普及・啓発のために島根県が開催した「宍道湖・中海ラムサール条約と『賢明な利用』を語る会」の実施概要報告 (<http://www.pref.shimane.lg.jp/environment/nature/shizen/ramsar/katarukai/>) に譲るが(第1回目は平成17年6月に、第14回目は平成22年2月に開催されている)、例えば農業においては、安来市の宇賀荘地区や松江市の湖北地域において「ふゆ・みず・田んぼ」(冬季湛水田)の取り組みが行われ、収穫された稲はそれぞれ「どじょう米」や「白鳥米」というネーミングで市販されるようになっている。

ラムサール条約の登録に続き、中海の自然再生に関して、自然再生推進法に基づくNPO法人の発意による初めての協議会が、平成19年6月に設立されている。平成20年5月現在、全国で21の法定の協議会が設置されているが、NPOが主体となって立ち上げた協議会はこの中海自然再生協議会と昨年5月に設立された久保川イーハトープ自然再生協議会の2つの協議会だけで、他は主務官庁の環境省、国交省、農水省あるいは県や市町村などの地方自治体の実施主体となっている。昨年度の本学会大会で、演者は「中海の自然再生の現状と課題」と題した発表を行ったが、その中で、全体構想策定の過程で、(1)対象地域が広く、行政等からの支援が得にくいこと、(2)総務省の評価書にもあるように、協議会に対して国からの財政的な支援がないこと、(3)協議会の対象地域ではないものの、隣接する大橋川で自然再生に逆行するような河川の改修計画が進められつつあること、(4)具体的な実施計画を実現する段階で行政との協働が不可欠であるものの、全体構想の段階でも行政機関の支援が得られていないことといった問題点を指摘した。その後、総務省の勧告から半年後の平成20年10月に自然再生基本方針が改正され、(2)と(4)については自然再生の推進に関する重要事項のひとつに「協議会の支援」が新たに加えられ、(1)についても、協議会の回数を経るうちに中海の自然再生に関する行政の理解が進むと考えられるようになっている。しかしながら、(3)については、ラムサール条約の指定地域から外されている大橋川では、「斐伊川水系河川整備計画」案を両県が了承し、国は年内にも計画を正式に策定し、大橋川の拡幅が開始される予定となっている。